

五霞町立五霞東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

〈いじめ防止対策推進法第2条より〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立つ。さらに、いじめは、いじめる子どもといじめられる子どもほか、いじめをはやしたて面白がって見ている子ども（観衆）と見て見ぬふりをしている子ども（傍観者）が、密接に絡まり合った集団の中で起こるという認識をもち、本校では以下の基本理念のもとでいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級にや集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆いじめのない学校づくりのために

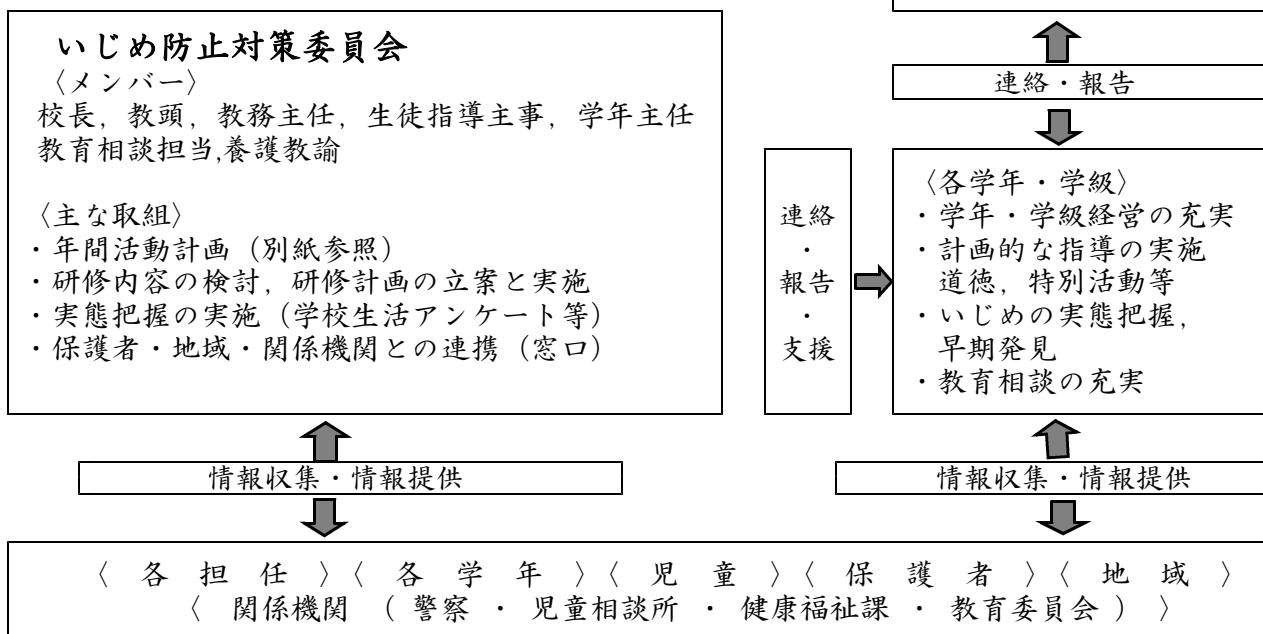
全教師が全児童を見守る意識をもつ。
(チーム体制の確立)

教育相談体制の充実を図る。
(教育相談の活用)

居場所のある学級づくりに努める。
(自己有用感を育む学級経営)

◆未然防止の学校としての取組

- ①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）
いじめ防止対策委員会・・・（月1回、随時）



②チーム支援による、複数の目で児童を見守る

- ・授業交換を通して複数の教師で児童の様子を捉え、未然防止に努める。

③学年・学級経営の充実

- ・居場所のある学級づくりに努め、達成感や充実感を得られ、人間関係の深化が図れるよう場の設定を行う。
- ・学級のルールや規範がきちんと守れるような指導を継続して行う。
- ・道徳の授業において、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない意識を高める工夫をするとともに、人権意識の向上を図る。

④授業における生徒指導

- ・「分かる授業」を通して、児童の学び合いの場を保障し、何でも伝える関係を構築させる。

⑤特別活動・学校行事の充実

- ・多くの教師が行事や委員会活動など様々な教育活動を通して児童と関わり、児童に達成感や成就感を味わわせる。

⑥教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーを中心に、教育相談体制の充実を図るとともに、児童、保護者のニーズにあわせて全職員が教育相談に関わる体制をつくる。
- ・月1回の職員会議の中で、心配な児童への対応について検討をする。

⑦開発的予防的な生徒指導の取組等

月	学校行事	学校としての取組	児童主体の活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期始業式 ・入学式 ・PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ○校内研修 (いじめ防止基本対策の確認) ○学校生活アンケート ○家庭確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のルールや人間関係づくり ・縦割班づくり ・各活動班づくり

月	学校行事	学校としての取組	児童主体の活動
5	・ 3年生遠足	○いじめ防止対策委員会 ○校内研修 (配慮を要する児童の確認) ○コンプライアンス研修 (体罰防止) ○学校生活アンケート	・縦割班活動 ・クリーンタイム ・学級活動「学級の諸問題について」 ・QUテスト実施
6	・ 6年生修学旅行 ・ 2年生遠足 ・ 1年生遠足 ・家庭教育学級	○いじめ防止対策委員会 ○校内研修 (QUテストをもとに) ○学校生活アンケート	・縦割班活動 ・クリーンタイム
7	・ 1年生校外学習 ・ 3年生校外学習 ・ 6年生校外学習 ・ 2年生校外学習 ・ 1学期終業式 ・ 5年生五霞っ子 体験交流学習	○いじめ防止対策委員会 ○校内支援委員会 ○学校生活アンケート ○保護者面談(二者面談) ○東西小学校五霞っ子体験交流 学習情報交換会	・縦割班活動 ・クリーンタイム ・情報モラル教室 ・生命の安全教室 ・西小学校との五霞っ子 体験交流学習事前学習
8	・ 夏季休業日	○いじめ防止対策委員会 ○教育相談等各種研修会への 参加 ○職員研修(東西小合同研修会) スクールカウンセラー 「生活環境変化によって生じるス トレスへの対処法について」	・人権ポスター、人権書道、 人権作文制作
9	・ 2学期始業式 ・ 避難訓練 ・ 前半期通信簿配付	○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート ○校内研修	・縦割班活動 ・クリーンタイム
10	・ 4年生宿泊学習 (東西小交流) ・ 運動会 ・ 3年生校外学習 ・ 2年生校外学習	○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート ○校内支援員会	・縦割班活動 ・クリーンタイム ・青少年の主張大会
11	・ 5年生夢の教室 ・ けやき祭り	○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート ○人権習慣への取組 ○校内支援員会	・縦割班活動 ・クリーンタイム ・人権集会の準備
12	・ 人権集会 ・ 持久走大会 ・ 2学期終業式	○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート ○校内研修 ○校内支援員会 ○授業参観・学級懇談会	・縦割班活動 ・クリーンタイム ・人権集会
1	・ 3学期始業式 ・ 避難訓練 ・ なわとび大会	○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート ○学校評価アンケート	・縦割班活動 ・クリーンタイム

月	学校行事	学校としての取組	児童主体の活動
2	・新入学保護者説明会 ・通学編成	○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート ○校内研修(学校評価アンケート)	・縦割班活動 ・クリーンタイム
3	・6年生を送る会 ・卒業証書授与式 ・3学期修了式 ・閉校式	○いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート ○校内研修(配慮を要する児童の対応の振り返り)	

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応が前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

①教師の普段のかかわり

- ・遅刻、欠席の事由や生活の様子、交友関係の変化について常に危機意識をもつ。
- ・休み時間は、昼休み等に多くの児童とのコミュニケーションを図り、児童の変化に気づけるようにする。
- ・チーム指導を通して、多くの児童との関わり、発見の機会を設ける。

②組織での検討

- ・「いじめ防止対策委員会」を定期的に実施し、情報収集と共通理解に努め、いじめの早期発見・早期対応を進める。
- ・管理職への報告・連絡・相談を確実に行い、担任等が抱え込むことのないようにする。
- ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を用いて、日頃から児童の変化をいち早く発見できるようにする。

③学校生活アンケートの実施

- ・「学校生活アンケート」を毎月実施し、児童の実態把握の情報収集を計画的に行う。
- ・「学校生活アンケート」実施後
 - (a)実施後担任が確認し、気になる点に関し児童と個別面談。
 - (b)生徒指導主事に提出と内容報告(緊急を要する 内容はアンケート実施後すぐ報告)
 - (c)各学級からの提出ごとに気になる内容について、生徒指導主事から教務主任、教頭、校長に報告
 - (e)検討内容を全職員に伝達し、チーム体制で事案に対応
 - (f)3か月を目安に個々の事案について検討し、教頭、校長の承認を得て「継続指導」または「解消」を判断する。

④教育相談の実施

- ・各学級で定期的に面談を実施するとともに、オンライン相談窓口を設置し、いつでも児童が相談できる体制を整える。
- ・スクールカウンセラーとの面談や相談ができる体制づくりを行う。

⑤学級集団アセスメントの活用

- ・3年生～6年生に五霞町で実施するQUテストの結果を活用し、児童の実態を把握して専門家の教育相談等を通じてよりよい学級経営につなげる。

⑥保護者と学級がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- ・学校だよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発を行う。

- ・学級懇談や面談時に「いじめ防止」への協力を依頼する。

⑦いじめの相談・通報窓口について

- ・学級担任、生徒指導主事、教頭が窓口となり、児童、保護者、地域からの申し出や通報を受ける。いじめの情報提供があった場合は速やかに、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事実関係の確認、指導方針等について共通理解を図るとともに、チーム対応を行う。

⑧警察との日常的な情報共有体制の構築による連携の強化

- ・所轄警察及び五霞町教育委員会を始め、関係機関等と児童の情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

⑨いじめ問題に対する研修の充実

- ・「学校いじめ防止基本方針」をもとに、計画的な研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見、重大事案への対応を共通理解、取組の確実な実施を図る。

⑩インターネット（SNS等）を通して行われるいじめに対する対策等

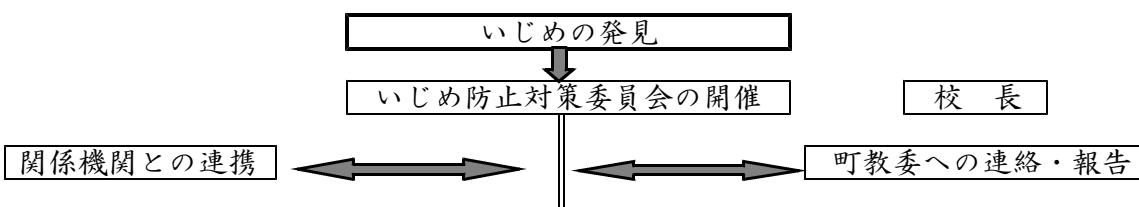
- ・インターネットの使用に関する指導を実施し、誹謗中傷等、いじめにつながる事案の防止に努める。
- ・「携帯・スマホ・インターネットに関するアンケート」の定期的な実施、面談を通してネットを使いたいじめの早期発見に努める。
- ・情報モラルについての授業の機会を設け、各発達段階に応じた情報リテラシーを身に付ける。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関等との連携をとる。

○早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発見時）



（メンバー）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、各学年主任、養護教諭、特支コーディネータ、被害児童の担任、加害児童の担任、関係職員、（スクールカウンセラー）

○取組内容

- ・チーム対応、役割分担、事実確認方法等の検討
 ①発見→②情報収集→③事実確認→④方針決定→⑤対応→⑥解消経過観察
- ・全職員に周知し、共通理解・共通実践の実施
- ・保護者との連携（情報連携と行動連携）
- ・関係機関との連携（情報連携と行動連携）

↑
報告・連絡・相談・確認

↓
 〈各担任〉 〈各学年〉 〈児童〉 〈保護者〉 〈地域〉
 関係機関（教育委員会・警察・児童相談所・健康福祉課）〉

①いじめへの対応

【いじめ防止対策委員会の開催】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、担任、養護教諭、特支コーディネータ等、事案に応じて柔軟に編成し、被害児童、加害児童、学級学年の他の児童への対応について対策を検討する。
- ・いじめの事実を確認後、被害者児童と加害者児童の聞き取りを時系列に整理した資料を準備し、速やかに管理職や関係職員に報告。
- ・双方の家庭に事実関係や指導の方針を伝え、理解と協力を得る。

【加害児童への対応】

- ・感情的になつたり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。
- ・児童の語った心情（不満感や不信感等）については、一方的に否定したりせずに丁寧に聞き取る。被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者である自覚をもたせる。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為については許されず毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきであったか振り返らせる。
- ・授業や学級活動などで活躍の場を与える、プラスの行動のすばらしさを自覚させ、よさをさらに認めていく。

【被害児童への対応】

- ・被害児童の立場や発達段階を考慮し、丁寧に聞き取りをする。
- ・本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を深める。
- ・自己喪失感に襲われないように子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように安心感をもたせる。
- ・自信や明るさを回復できるように、授業や学級活動等で活躍の場を与える、友人の関係づくりを支援する。

【傍観児童への対応】

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを指導し、いじめを許さない集団づくりに向けた話合いを行う。
- ・いじめは個人の問題ではなく、全体の問題であることに気付かせ、自分のとるべき行動を考えさせる。
- ・いじめの問題に、教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、「告げ口」ではなく、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る上で大切な行動であることを気付かせる。

【加害児童の保護者】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに把握した事実を伝える。
- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらい、指導に対する理解を求める。
- ・だれもが、いじめる側にも、いじめられる側にもなることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいことを伝える。

【いじめの当事者となった児童への対応】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに把握した事実を伝える。
- ・学校が徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方法を具体的に伝える。
- ・対応経過を隨時伝えるとともに、保護者から家庭での児童の様子について情報提供を受ける。

【犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底】

- ・いじめ問題への対応および体制の強化を諂らなければならない場合は、関係機関（教育委員会、相談機関、警察）との連携を図り、幅広く協力を求める。

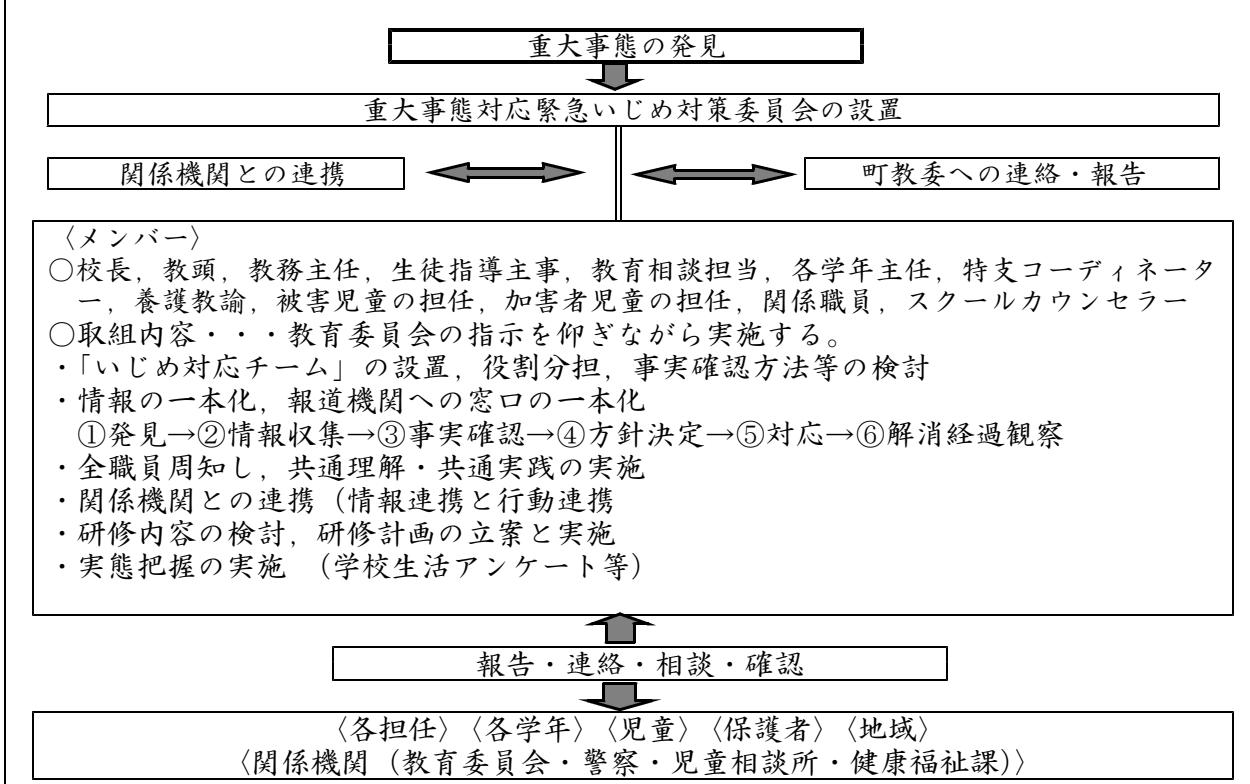
②重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者が重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校で調査する場合」



- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 加害児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて教育委員会と相談し活用する。

④取組の振り返りについて（学校評価における留意事項）

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について